

「川崎駅東口駅前広場における広告物社会実験」 実施事業者募集に係る要項

1 趣旨

本市では、川崎駅周辺の公共空間を有効活用し、駅周辺の更なる商業活性やまちの賑わいの創出を図るとともに、規制緩和等により生まれた新たな財源を施設の維持管理や周辺のまちづくりに還元・再投資することでスパイラルアップによる川崎駅周辺地区の価値向上を図るため、その一環の事業として、「川崎駅東口駅前広場における広告物社会実験（以下、「本事業」という）」を実施するものです。

2 事業概要

本事業は、川崎駅東口駅前広場において、事業者により広告塔を設置又は、既存案内サインを活用して、広告物を掲出し、管理運営するものです。社会実験の実施にあたっては、アンケート調査・流動調査などを通じて、「周辺の景観形成」、「歩行者等の安全・安心」、「事業性」の観点から、広告物が及ぼす影響や効果を検証し、その結果を踏まえて本格実施へ移行いたします。なお、本格導入の可否については、社会実験実施後、本市が設置する有識者を含めた外部委員会において、広告塔の躯体や広告物の表示等が与える景観や駅前広場利用者の安全性への影響などについて検証し、決定するものといたします。

3 基本事項

(1) 事業名

川崎駅東口駅前広場における広告物社会実験

(2) 対象となるエリア

川崎駅東口駅前広場（川崎市川崎区駅前本町）

別添資料（1）別紙1「川崎駅周辺地区における公共空間を活用した屋外広告物掲出ガイドライン（案）（以下、「ガイドライン」という）」内、対象となるエリア（P.7を参照）のとおり。

(3) 事業期間

契約締結日から2020年3月31日まで

※上記期間は、広告塔等の設置から撤去の期間を含みます。

4 主な業務内容

(1) 広告塔等の製作及び設置

ガイドライン等の条件を遵守した上で、広告塔等を製作し、原則、本市の指定する配置図（案）に示す位置に設置するものとします。設置等にあたっては倒壊等のおそれがないよう、安全面に十分配慮してください。

広告塔等を設置する際は、企画提案等をもとに設置していただき、これに係るすべての費用については事業者の負担といたします。

(2) 広告塔の維持管理

設置した広告塔等について、恒常的に美観を保つよう、定期的に清掃を実施してください。これに係るすべての費用については、事業者負担とします。なお、緊急時にはその都度対応していただきます。

(3) 実験結果の報告

社会実験終了後、次のとおり、結果をまとめたものを報告書として本市に提出していただきます。

ア 提出内容

- (1) 社会実験に係る経費
- (2) 広告の掲出状況や販売価格等の収入実績
- (3) 収支報告等について
- (4) その他市が必要と認めるもの

イ 提出期限

2020年2月28日（木）まで

また、本市から指示があった場合は、適宜報告していただきます。

(4) 広告塔の撤去

社会実験の結果、本格導入を見送ることとなった場合は、設置した広告塔等を速やかに撤去し、原状復旧することとします。

5 スケジュール

事 項	時 期
① 募集要項の公表・配布	2019年 2月15日～
② 質問書受付	2019年 2月15日から 2月22日まで
③ 質問書回答	2019年 2月27日
④ 応募申込書類の提出締切	2019年 3月6日
⑤ 企画提案書の提出締切	2019年 3月6日
⑥ 資格審査結果通知	2019年 3月8日
⑦ プレゼンテーションによる審査	2019年 3月12日
⑧ 審査結果通知	2019年 3月20日
⑨ 契約の締結	2019年 4月以降
⑩ 社会実験期間	2019年 9月上旬から 2020年 3月31日まで
⑪ 社会実験結果報告書の提出期限	2020年 2月28日

6 応募者の資格等

(1) 応募者の構成等

ア 応募者の構成は、単一の法人、又は複数の法人で構成される事業者グループとし、事業者グループの場合は構成員の中から代表法人を定めることとします。

イ 事業者グループの代表法人、又は構成員は、他の事業者グループの代表法人、又は構成員として参加することはできません。

(2) 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません（応募者が事業者グループの場合も同様）。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び川崎市契約規則第2条に該当する者。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。

ウ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。

エ 法人の場合、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てがされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがされている者。

オ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

カ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等との密接な関係を有すると認められる者ではないこと。

キ 川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準に規定する規制業種・事業者でない者。

ク 川崎市税並びに消費税及び地方消費税に滞納がない者。

7 応募手続き

(1) 募集要項配布

募集要項については、以下のとおり配布します。

ア 配布期間

2019年2月15日（金）～2月22日（水）まで

イ 配布方法

募集要項等については、本市ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000103175.html>

(2) 質問及び回答

本要綱等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出してください。

なお、回答については、質問者に直接回答するとともに、募集要項を配布しているホームページにて、質問内容及び回答を公開いたします。

ア 提出期間

2019年2月15日（金）8時30分から2019年2月22日（金）
17時まで（必着）

イ 提出先

川崎市まちづくり局拠点整備推進室 担当 中村・伊東
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル8階
電話 044-200-3803

ウ 提出方法

持参、郵送にて受付けます。

エ 回答

2019年2月27日（水）から本市ホームページにて公開

(3) 参加申込書類の提出

本事業に応募する際は、参加申込書に希望する掲示方法を記載するとともにその他、必要事項を記載の上、次表(表-1)により提出してください。

ア 提出期間

2019年3月6日（水）17時まで（必着）

イ 提出先

川崎市まちづくり局拠点整備推進室 担当 中村・伊東
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル8階
電話 044-200-3803

ウ 提出方法

持参、郵送にて受付けます。

(表-1)応募申込時の提出書類

書類	様式
1 参加申込書	様式1
2 暴力団排除に係る誓約書	様式2
3 登記事項証明書(原本) (発行3か月以内のみ有効)	—
4 代表者印鑑証明書(原本) (発行3か月以内のみ有効)	—
5 納税証明書・国税（写し可）	—
6 納税証明書・川崎市税（写し可）	—
7 財務諸表(写し可)直前決算2期分	—

(5) 企画提案書の提出

ア 企画提案書作成時の注意事項

(1)企画提案書の提出は1応募法人（1応募グループ）1提案とします。

- (2) 企画提案書関係書類の提出後の変更は、原則認めません。
- (3) 必要に応じて、企画提案書記載項目以外に書類の提示を求める場合があります。

イ 企画提案書作成等に関する基本条件

企画提案書作成にあたっては、別添の「ガイドライン」を参照の上、作成するものとします。また、下記に示す条件についても遵守すべき項目といたします。

- (1) 映像装置による広告の提案について、車道側に向けて掲出することは不可といたします。また歩道側にあっても、利用者に対して、危険と判断される提案であった場合は、不可といたします。
- (2) 映像装置を導入する場合、駅利用者等に対して、災害時に災害情報等を提供するシステムを導入してください。
- (3) 公共広報は、本市の求めに応じて、掲出・放映するものとし、詳細については、本市と応募事業者で協議の上、決定いたします。
- (4) 地域貢献・商業活性化などの観点から、近隣事業者等の広告を掲載するよう努めてください。

ウ 企画提案書記載項目

企画提案書に記載する内容は次表（表-2）のとおりとします。また、希望する掲出方法により、一部提出書類が異なるため御注意ください。

（表-2）企画提案書記載項目

区分	項目	様式	備考	
1 実施計画	実施スケジュール	様式 4-1		
2 類似実績の有無	類似実績の有無	様式 4-2	(a)広告塔のみ提出	
3 広告塔等の提案	① 広告塔及び既存案内サインへの広告添架の提案	様式 4-3		
	② 配置計画及び基数	様式 4-4		
	③ 広告物の内容	様式 4-5		
	④ 維持管理	様式 4-6		
	(a) 広告塔の場合	⑤-1 事業の継続性	様式 4-7	
	(b) 案内サインへの広告添架の場合	⑤-2 価格提案	様式 4-8	
	⑥ 自由提案	様式 4-9		
4 本格導入について	本格導入を実施する際の考え方 (配置計画や契約期間など)	様式 4-10		

エ 提出期間

2019年3月6日（水）17時まで（必着）

オ 提出先

川崎市まちづくり局拠点整備推進室 担当 中村・伊東
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル8階
電話 044-200-3803
Email 50kyoten@city.kawasaki.jp

カ 提出方法

持参、郵送、又は電子メールにて受付けます。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査結果は、審査後、2019年3月8日（金）に、すべての応募者に電子メールにて担当者のメールアドレス宛て、通知いたします。

8 審査の方法

(1) 選定委員会

企画提案書の審査は、選定委員会にて行います。選定委員会では、応募者から提出された提案書について、「(表-2) 企画提案書記載項目」について審査を行い、選定候補者1者を決定いたします。

(2) 審査方法

企画提案書の事前審査を行った上で、プレゼンテーションによる審査及び質疑応答等のヒアリング実施を予定しています。なお、プレゼンテーション時の追加資料の配布は原則、認めないことといたします。

- ・プレゼンテーションによるヒアリング実施日

2019年3月12日（火）

(※詳細については、別途応募事業者に通知いたします。)

(3) 選定候補者の決定

ア プレゼンテーションによるヒアリング実施後、選定委員による審査を行い、得点の合計が最も高い提案をした1者を選定候補者として決定します。

イ 得点の合計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、決定いたします。

(4) 審査結果

ア 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに、すべての応募者に書面により通知いたします。

イ 審査結果の公表

審査結果通知後、応募者すべての商号又は名称、選定候補者について、本市ホームページにて公表いたします。

9 契約書の締結

契約書の詳細については、本市と選定候補者で協議の上、決定し、契約書を締結するものとする。なお、選定候補者と契約に至らなかった場合は、順次次点の入札者を落札

候補者といたします。

10 その他

(1) 事業実施に向けた諸手続き等

ア 広告塔等の設置に際しては、事業者は企画提案時に提案された配置計画に基づき、社会実験の実施前までに、関係者(交通管理者・道路管理者・市関係部署等)と立会いの上、広告塔の構造及び具体の設置箇所・向きについて、本市と応募事業者で協議の上、決定するものいたします。また、景観上配慮すべき事項に関する川崎市都市景観条例第 27 条に規定する都市景観審議会の意見に配慮するものいたします。

イ 事業者に必要な手続き(道路占用許可申請、広告物の審査等)については、本市が実施するものいたします。

ウ 事業実施に必要な調査・測量・調整については、事業者が実施するものとし、これにかかわる経費については、事業者の負担といたします。

(2) 効果検証

社会実験の実施に伴う広告物が及ぼす影響や効果について、「周辺の景観形成」、「歩行者等の安全・安心」、「事業性」の観点から、アンケート調査・流動調査及び都市景観審議会等の意見聴取などに基づいて、検証するものいたします。

(3) その他

ア 疑義等が生じた場合

この事業を遂行するにあたり、定めのない事項や疑義が生じた場合は、本市と応募事業者において、協議することといたします。

イ 本公募は、1 者のみの応募でも成立するものいたします。

11 別添資料

- (1) 別紙 1 「川崎駅周辺地区における公共空間を活用した屋外広告物掲出ガイドライン(案)